

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、中華人民共和国等を仕向地とする軍用の

化学製剤の原料となる物質等の輸出について承認を要することとする。

(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行すること。

(附則第一項関係)

第三 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(附則第二項関係)